

平成 23 年 12 月 27 日

石綿（アスベスト）等が使用されている建築物又は工作物の解体等の 工事発注について

本市が発注する標記工事について、平成 24 年度の発注案件から元請事業者自ら雇用する者の中から作業主任者を選任し、配置することを義務付けますのでお知らせいたします。

1. 対象工事 建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分において、「レベル1」に該当する作業を含む工事
2. 義務付け事項 元請事業者は、自ら雇用する者の中から次に掲げる基準を満たす作業主任者を選任し、当該工事の石綿（アスベスト）の除去等の取扱い作業時に配置すること。
 - ①石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者の資格を有する者。
 - ②本工事契約後、現場代理人及び主任技術者等届のその他の技術者欄に作業主任者の氏名を記入し、資格証の写しを添付すること。

※上記義務付け事項については、特記仕様書に記載します。

3. 適用日 平成 24 年 4 月 1 日以降に発注案件から

【 お問い合わせ先 】

横須賀市財政部契約課

電 話：046 - 822 - 9791

F A X：046 - 828 - 3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp